

## はしがき

十五世紀の半ばすぎ、室町幕府の勢威が衰えをみせ、大名（守護）たちも京都を離れて在国するようになる。やがて、列島各地で地域を統合する戦国大名があらわれ、連携と相克をくりかえす。十六世紀後半には、北条・武田・上杉・毛利・大友といった巨大な領国を持つ戦国大名が競い合うが、織田信長の登場によって時代は大きく動き、中央の政権（織田・豊臣政権）が各地の大名を圧伏したり、傘下に置いたりして、戦国大名の時代は終わりを告げる。

戦国時代の歴史はこのように語られることが多く、主役となるのは戦国大名である。しかし、戦国大名はその領国を独占的に支配していたわけではなく、領国の内部には自立性のある領主がいて、それぞれが支配領域を持っていたし、戦国大名に従属しない領主たちもいた。彼らは一定の空間を持つ領域を支配し、そこにいる百姓たちから年貢などの税を徴収していた。戦国大名が領国の百姓すべてから税を得ていたわけではなく、百姓たちは自身の上にいる領主に年貢を払っていたのである（大名が年貢を徴収できるのは直轄領のみ）。

このような地域の領主層については以前から注目され、研究も進んできたが、こうした存在をどう呼称するかが問題となる。「戦国大名」のような概念用語が必要なわけだが、近年「国衆」という表現が提起され、一般化してきている。「国衆」の用語は当時の史料にもみえるが、史料上の意味にこだわらず、一定の性質を備える地域の領主を示す概念用語として用いられるようになったのである。もちろん、すべての論者が「国衆」と表記しているわけではなく、「地域領主」・「戦国領主」といった表現がなされる場合もある。用いられる名称はさまざまありうるが、列島各地で領域支配を展開したこうした存在に注目し、実態を検討することが、戦国史研究の重要な課題だと認識されてきている。

こうした研究状況のなか、「国衆」と呼びうる階層に注目して、実態解明を進めるべくシンポジウムが企画され、

実現した。戦国史研究会の主催、室町期研究会の協力という形で準備が進められ、当日は二百名を超える参加者を得た。その後、報告内容のとりまとめがなされ、『戦国時代の大名と国衆——支配・従属・自立のメカニズム』と題する本書が刊行される運びとなった。

本書は大きく二部に分かれ、第1部（論考二本）では室町・戦国期の領主権力にかかわる研究史を整理して問題の所在を示し、第2部（論考九本）で各地の領主の分析を行っている。対象とした領主は、南奥の田村氏、常陸の真壁氏、信濃の高梨氏、遠江の後藤氏、三河の牧野氏、越後の北条氏<sup>きたじょう</sup>、安田氏、畿内近国の国衆（別所氏・湯河氏など）、中国地域の戦国領主（吉川氏・小早川氏・吉見氏など）、土佐の地域権力（長宗我部氏・津野氏など）、南九州の有力領主（入来院氏など）と、列島の諸地域に及ぶ。分析視角としては、家中の形成がどのようになされたか、支配の在り方はどのようなものかといったことが提起され、当主が花押を据えて発給する直状形式の文書（判物）や、土地の状況を細かく示す坪付状などの分析がなされている。また、「国衆」と戦国大名の關係に注目して、その自律性の内実に迫る試みもなされ、室町から戦国に至る長い時代の歴史的展開を跡づける論考も得た。

「国衆」研究は主に東国を対象として進められてきたが、それ以外の地域ではどのような状況だったのか。「国衆」を素材として、室町期から戦国期への転換のさまをとらえることができないか。シンポジウムの企画を進めるなかでこうした課題が設定されて報告が用意された。「国衆」の概念規定や評価については統一的にとらえられない部分もあるが、具体的な事象を解明し、考察のための素地を提供するという課題は果たせたのではないかと思う。戦国期の社会の基幹部分を構成した領主層の研究をいっそう進めるため、議論の素材としていただければ幸いである。

二〇一八年十一月

戦国史研究会代表委員 山田邦明

## 目次

はしがき

### 第1部 地域権力論・国衆論の軌跡をたどる

- I 室町期の守護・国人から戦国期の領域権力へ 水林 純 6
- II 戦国期地域権力論の成果と課題 石渡洋平 34

### 第2部 全国各地の地域権力の動向

- I 田村氏の存在形態と南奥の国衆 佐藤貴浩 50
- II 戦国期の東関東——真壁氏と佐竹氏の關係を中心に 中根正人 72
- III 信濃高梨氏の「国衆」化 花岡康隆 98
- IV 国衆の本領・家中と戦国大名——今川領国を事例に 糟谷幸裕 124
- V 上杉氏における国衆の譜代化——北条・毛利安田氏を素材に 丸島和洋 148
- VI 畿内近国における国衆の特質 新谷和之 177
- VII 中国地域の戦国領主について 村井良介 210

VIII 土佐国の地域権力——長宗我部・土佐一条家を中心に  
IX 戦国期南九州の有力領主

平井上総 241  
畑山周平 260

総括 シンポジウム「戦国期における大名と「国衆」を終えて

柴 裕之 294

あとがき

304／執筆者一覧

306

＝ 第一部 地域権力論・国衆論の軌跡をたどる ＝

## Ⅱ 戦国期の東関東——真壁氏と佐竹氏の関係を中心に

中根正人

はじめに

本稿は、戦国期の東関東、特に常陸国における国衆の存在についてみていくことを目的とする。まず、国衆という言葉について、大石泰史氏は黒田基樹氏の論に基づき、次のとおり定義つけた。すなわち、①郡規模の勢力を有する。②平時の領域は独立性が保たれ、大名の介入を受けない。③大名と起請文を交わし、証人を提出して契約を結ぶ。④大名が国衆の存立を認め、国衆は大名に軍事的な奉公を実践する。⑤大名と国衆の間は取次によって統制される。の五点である。<sup>①</sup> これらをすべて確認できる勢力がほとんどないことは事実であるが、ひとまず、この考え方を前提に論を進めていくこととする。

関東を考える上で、東国と西国の政治体制上の大きな違いである「鎌倉府」（古河公方府）の存在は注目される。京都の幕府と鎌倉の鎌倉府、この二つに係わる東国武士の認識について、永享十年（一四三八）に勃発した永享の乱に際し、常陸の真壁朝幹は次のような行動を取ったという。

【史料1】真壁右京亮朝幹代皆河左衛門尉綱宗申状写（秋田藩家蔵文書 一一二・抜粹）

目安

真壁右京亮朝幹代皆河左衛門尉綱宗謹重言上

（中略）

一、朝幹今度進退事、最前馳参、自<sup>二</sup>海老名御陣<sup>一</sup>、若君為<sup>二</sup>警固<sup>一</sup>被<sup>二</sup>差置<sup>一</sup>云々、如<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>初問言上<sup>一</sup>、都鄙御間事者、曾以不<sup>二</sup>存知<sup>一</sup>、持氏与安房守御間、為<sup>二</sup>子細<sup>一</sup>由承上者、国中同心仕、持氏江馳参条勿論也、上与<sup>レ</sup>下非<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>比量<sup>一</sup>哉、国々軍勢参陣段不<sup>レ</sup>限<sup>二</sup>二人<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>然其以後、為<sup>二</sup>三京都上命<sup>一</sup>之由承及間、自<sup>二</sup>海老名<sup>一</sup>鎌倉山内江馳越長尾<sup>一</sup>類登<sup>二</sup>一味仕者也<sup>一</sup>、然金澤江御勢仕之時、可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>同心<sup>一</sup>由申<sup>レ</sup>之処、山内可<sup>二</sup>警固<sup>一</sup>由依<sup>二</sup>成敗<sup>一</sup>、円覚寺塔頭大義庵仁取<sup>レ</sup>陣者哉、若有<sup>二</sup>御不審<sup>一</sup>、證状在<sup>レ</sup>之、可<sup>レ</sup>備<sup>二</sup>上覽<sup>一</sup>者也、

（後略）

永享十一年六月 日<sup>②</sup>

史料1は、真壁朝幹が一族の氏幹との訴訟に際し、提出した申状の抜粹である。これによれば、永享の乱に際し朝幹は、鎌倉公方足利持氏と関東管領上杉憲実の間の対立に際しては、持氏に従って行動しており、それは当然のことであると述べるが、幕府からの連絡を受けると同時に持氏方の陣所を離れ、幕府方に転じた事がわかる。ここから、「幕府∨鎌倉府」という認識が東国武士には存在したといえるだろう。<sup>③</sup>

続いて、当該期の常陸国については、峰岸純夫氏が関東を「A地域」、「B地域」と分けた内、鎌倉時代以来の伝統的な豪族層が割拠する「A地域」に属しているが、南北朝〜室町期の常陸守護であった佐竹氏の影響範囲は、ほぼ北部地域に限定され、南部では小田氏や大掾氏の影響力が大きく、守護としての影響力は一国には及ばない状況にあったといえ、時には鎌倉府によって佐竹氏へのテコ入れが行われることもみられた。<sup>④</sup> また、常陸国の特徴として、特に鹿島・行方<sup>なすがた</sup>の両郡などに、数村程度の小規模領主が蟠踞しており、それこそ天正末年まで、外からの影響を受けなが

## V 上杉氏における国衆の譜代化——北条・毛利安田氏を素材に 丸島和洋

はじめに

本稿では、越後中部の国衆北条・毛利安田氏を事例として取り上げ、国衆の「譜代化」（「譜代成」と大名権力との関係について検討を行う。両氏は同族関係にあり、北条氏が惣領、毛利安田氏が庶家という関係にあたる。

両氏が拠点を置く越後には、越後守護上杉氏と、守護代長尾景虎が関東管領山内上杉氏の家督を継承して成立した上杉氏（以下、便宜長尾上杉氏と称す）の二家が大名として存在した。ただ、その権力基盤は最終的には同じであり、両者を切り離すことなくみていく。なお、史料典拠および活字史料名のうち、頻出する「上杉家文書」を「上杉」、「専称寺文書」を「専称寺」、「毛利安田文書」を「安田」、「新潟県史」資料編を『新』、『上越市史』別編上杉氏文書集を『上越』と略記する。

羽下徳彦氏によると、越後守護上杉氏が「守護大名」として確立したのは、文明年間（二四六九～八七）であるという<sup>①</sup>。起点となるのは守護上杉房定の越後下向と在国の継続で、感状授与権・所領安堵権・裁判権の掌握を指標とする。守護発給文書および「守護年寄奉書」の書札札と署判者の変容を検討した木村康裕氏も、文明年間を画期とする。一方、矢田俊文氏は、越後の戦国時代開始を上杉房定期、宝徳二年（二四五〇）の越後下向時と明示した<sup>③</sup>。同様の

見解は黒田基樹氏も示しており、筆者も現在の研究状況からすれば、羽下氏の「守護大名」上杉氏成立論は、むしろ越後守護上杉氏の「戦国大名化」を論じたものと位置づけ直すべきと考える。「守護大名」上杉氏確立は十五世紀後半の文明年間であり、室町時代というよりも、戦国時代初期と捉えたほうがよい。「守護大名」の確立が戦国時代の入り口であるならば、それを室町期守護の特徴と呼ぶことは難しい。また、羽下氏は守護領国下のを国人領主を「外様」とし、上杉氏は「所領内部に対する領主権には干渉し得ない」とするが、これは戦国大名と国衆の関係、すなわち国衆は自治権を保持したまま大名に従属するという理解に転換していったものである<sup>⑤</sup>。

羽下説が提起された段階では、国人領主（≠国衆）も最終的に家臣化すると考えられていた。その中で、家臣団研究の基礎を築いたのが、藤木久志による天正三年（一五七五）の軍役帳の検討で、上杉家臣を四区分している。具体的には、第一群：上杉一門、第二群：下郡（奥郡・揚北）の国衆で、上杉氏からの自立性もともと濃厚な勢力、第三群：中・上郡の国衆で、第二群より家臣化がはるかに早い国衆、第四群：旗本で新参家臣も含む存在の四つである。

藤木氏は座次による身分秩序統制と、旗本に比重のある軍役を特徴として指摘する。最終的には、譜代・新参家臣が謙信直属の旗本として領国統制上の重要な位置を占めるようになるものの、長尾上杉氏による専制体制確立にはいたらなかったという。ここでは長尾上杉氏による国衆起用は、領国支配拡大の反映だが、家臣団統制と領主権の限界を示すものと位置づけられている。

次いで池享氏は、伝統的家臣層の存在に改めて着目した<sup>⑦</sup>。その中で池氏は、長尾上杉氏における専門的吏僚の育成指向欠如を指摘する。問題視されたのは、家臣の地方への転出で、具体的には北条高広（上野厩橋）・松本景繁（同沼田）・河田長親（越中富山）・鯉坂長実（能登七尾）が挙げられている。

これに対し、国衆起用を重視したのが矢田氏である。矢田説の特徴は、守護年寄奉書署判者のうち、斎藤・毛利安

## VII 中国地域の戦国領主について

村井良介

はじめに

本稿に与えられた課題は、中国地域の戦国領主（国衆）について論じ、他地域との比較のための基礎を作ることである。このときまず問題になるのが、どのような領主を戦国領主（国衆）として取り上げるべきかということである。戦国領主（国衆）がどのような存在かということについては、大筋では（あるいは漠然とは）、独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状（または配下による奉書）を発給し、およそ郡規模程度の支配を行う、自立的／自律的領主、と了解されていると思われる。しかし、これは厳密な規定ではないし、どこまでを戦国領主（国衆）に含めるのかといった適用範囲も人によって異なる。したがってまず、概念規定をめぐる問題を整理しておきたい。<sup>①</sup>

最初に用語の問題について、若干触れておく。前記のような領主については、戦国領主、国衆のほかさまざまな用語が提起されている。<sup>②</sup>これらの語で指示されている対象にあまり大きな違いはなく、語によって階級的性格が違おうというような差異があるわけでもない。よって、どの用語を使うかはそれほど重要な問題ではないが、比較的多く使われる「国衆」は史料用語であるため、研究用語とはズレが生じる。<sup>③</sup>また、戦国期に特徴的に出現した大名権力を守護大名や近世大名と区別して戦国大名と呼ぶならば、同時期に特徴的に出現する前記のような領主を戦国領主と呼ぶのが対応関係としてもよいのではないか。したがって、本稿では基本的に戦国領主の語を用いる。

用語の選択よりも本質的な問題として議論されるべきは、どのような領主を戦国領主（国衆）とするかという問題であろう。

まず、どこまで戦国領主に含めるかという問題がある。黒田基樹氏は外様国衆、本国内国衆、支城領主といった存在を提示しているが、これらはいずれも「家中」や「領」を持ち、判物や印判状を発給する領主である。しかし、これらをすべて戦国領主とするのか、前二者のみを戦国領主とするのかといった理解は人によって異なる。また、これらの境界線は情勢によって変化しうるものであり、常に明確に区分できるとも限らない。ここではひとまず、戦国領主と支城主（支城領主）・重臣層とは区分し、しかし両者には共通性があり、その違いは相対的で相互に変化しうるものと位置づけておく。

その上で、戦国領主の概念規定をめぐる問題について考えてみたい。なお、ここでの目的は戦国領主の定義を厳密に規定することにはない。ある領主を戦国領主と位置づけるにあたっては、前述のようないくつかの特徴が指標とされるだろうが、ここでは、これらの指標がどういう意味を持っているのかを整理しておきたい。

戦国領主の指標として、まず、「家中」や「領」の形成、判物・印判状などの発給、あるいは一〜二郡という支配領域の規模といった特徴から判断する方法がある。こうした特徴を領主権力としての実態的あり方という意味で、ひとまず領主の実態と呼んでおこう。次に、大名権力との関係、とくに大名権力からの自立性を指標とする場合がある。領主の実態は同じでも、大名等との関係によって政治的位置は変化しうる。したがって、この指標を重視すれば、実際にはどこで線引きするかは常に問題になるだろう。最後に、身分を指標とする方法も考えられる。例えば、黒田氏